

各 位

会 社 名 株式会社イーエムシステムズ
代 表 者 名 代表取締役社長 國光 浩三
(コード番号 4820 東証 第二部)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 青田 玄
(TEL 06-6397-1888)

既発行の新株予約権（ストックオプション）（第 3 回）の合意解約に伴う 失効に関するお知らせ

既発行の新株予約権（第 3 回）について、合意解約に伴い当該新株予約権の全部が失効いたしましたのでお知らせいたします。

記

平成 18 年 6 月 29 日開催の当社第 23 期定時株主総会決議及び平成 18 年 7 月 18 日開催の当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権（第 3 回）割当対象者との間で締結された「第 3 回新株予約権割当契約」について、現在の当社の株価から発行された新株予約権（第 3 回）の全部が実質的に行使不可能となっておりますので、すべての「第 3 回新株予約権割当契約」を新株予約権の行使期間の満了を待たず合意解約いたしました。これに伴い、当該新株予約権の全部が失効いたしました。

【ご参考】

平成 18 年 6 月 29 日開催の当社第 23 期定時株主総会決議及び平成 18 年 7 月 18 日開催の当社取締役会決議の主な内容

- (1) 新株予約権割当の対象者
当社取締役および従業員ならびに当社子会社の従業員合計 35 名
- (2) 新株予約権の数
539 個（新株予約権 1 個につき 100 株）
- (3) 新株予約権の目的である株式の種類および数
当社普通株式 53,900 株
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
新株予約権 1 個当たり 257,300 円（1 株あたり 2,573 円）
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成 20 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日まで
- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員であることを要する。ただし、任期満了、定年による退職者および当社取締役会の承認を得た者は、引き続き新株予約権を行使することができるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
 - ③ その他権利行使の条件は、当社第 23 期定時株主総会決議および平成 18 年 7 月 18 日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところとする。

以 上